

## 店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する取扱要領

株式会社東邦銀行

株式会社東邦銀行(以下「当行」といいます。)は、日本証券業協会(以下「協会」といいます。)の自主規制規則「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」(以下「特定投資家投資勧誘規則」といいます。)及び「外国証券の取引に関する規則」(以下「外証規則」といいます。)並びに当行の社内規程に基づき当行が行う業務に関して、この取扱要領(以下「本取扱要領」といいます。)を定め、公表いたします。

### 1. 法令遵守等

当行は、特定投資家投資勧誘規則及び外証規則並びに当行の社内規程に基づき行う業務に関して、法令規則等を遵守しながら適正に運営するための態勢を整備し、取引を公正かつ円滑に行います。

また、協会より取扱協会員としての指定を受けて、特定投資家投資勧誘規則及び外証規則並びに当行の社内規程に基づき業務を行います。

なお、本取扱要領における業務とは、野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)から委託を受けて行う次の①から③に掲げる業務を指し、以下「本業務」といいます。

- ① 私募の取扱い(金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第3項第2号ロに掲げる場合に限り、以下同じとします。)
- ② 特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- ③ その他①、②に付随する業務

2. 検証及び審査は、野村証券において実施いたします。当行は、当該検証及び審査が適切に行われていることを確認するものとします。

### 3. 特定証券情報の提供及び説明書の交付

当行は、本業務において有価証券の投資勧誘を行うにあたっては、特定投資家投資勧誘規則及び外証規則並びに当行の社内規程に基づき、投資者に特定証券情報の提供を行います。(特定証券情報がすでに公表されていることを野村証券において確認している場合を除きます。)

野村証券は、当該特定証券情報の提供が適切に行われていることを確認するものとします。

#### (1) 店頭有価証券

次の①から⑥の事項を記載した、個別銘柄に関する説明書を投資者(適格機関投資家は除きます)へ交付し、十分に説明を行います。

- ① 想定する投資者の範囲
- ② 損失が生じるリスクの内容

- ③ 換金・解約の条件
- ④ 勧誘する有価証券と異なる種類の有価証券に係る重要な事項
- ⑤ 発行者情報の提供又は公表の方法
- ⑥ その他必要と認める事項

## (2) 投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券

次の①から⑤の事項を記載した、個別銘柄に関する説明書を投資者(適格機関投資家は除きます)へ交付し、十分に説明を行います。

- ① 想定する投資者の範囲
- ② 損失が生じるリスクの内容
- ③ 換金・解約の条件
- ④ 発行者情報の提供又は公表の方法
- ⑤ その他必要と認める事項

## 4. 発行者情報の提供

発行者情報の提供は、特定投資家投資勧誘規則及び外証規則並びに当行の社内規程に基づき、本業務における投資勧誘により有価証券を保有するに至った投資者に対して、野村證券から行います。(発行者情報が既に公表されていることを野村證券において確認している場合及び発行者が当該投資者に提供していることを野村證券において確認した場合は除きます。)当行は、当該発行者情報の提供が適切に行われていることを確認するものとします。

## 5. 取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求

本業務における投資勧誘を行った投資者(適格機関投資家は除きます)が本業務に係る有価証券について初めて取引をしようとする場合、当行は、特定投資家投資勧誘規則及び外証規則並びに当行の社内規程に基づき、所定の説明書を交付し、リスクの説明を行います。

また、投資者から当該説明書の内容を理解し、自己の判断と責任において取引を行う旨が記載された確認書の差入れを受けます。

野村證券は、当該説明書の交付及び確認書の徴求が適切に行われていることを確認するものとします。

## 6. お取引及び受渡し

### (1) 店頭有価証券

- ① お取引等に関する照会については、当行のコンサルティングプラザへお問い合わせ下さい。連絡先については、下記のウェブサイトをご参照下さい。  
<https://www.tohobank.co.jp/kojin/save/nalliance.html>  
お取引のお申込みについても、当行のコンサルティングプラザへお問い合わせ下さい。
- ② 当行が本業務において投資者よりお取引のお申し込みを受ける場合には、金商法第

157条の不正行為や同法第158条の風説の流布等の禁止行為並びに協会の自主規制規則「店頭有価証券に関する規則」に基づく禁止行為の該当がないかを確認致します。

- ③ 当行が第1項①に定める私募の取扱いを行う場合において、当行は、投資契約書を事前に受入れた後、野村証券所定の方法により投資契約書を野村証券に引き渡します。その後、野村証券金融商品仲介口座に投資者から払込金額を受け入れます。野村証券において払込期日に払込金額の全額を発行者が定める払込取扱場所において払込みを行います。
- ④ 当行が第1項②に定める特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合におけるお取引に係る受渡しは、以下の通り行います。
  - イ) 買付けの場合は、当行は、投資者から投資契約書又は株式売買契約書を事前に受け入れ、野村証券所定の方法にて野村証券に引き渡します。また、野村証券金融商品仲介口座に買付金額を事前に受け入れます。
  - ロ) 売付けの場合は、当行は、売付申込者より、譲渡に関する発行者の取締役会決議の謄写を事前に取得します。取得した謄写は野村証券の所定の方法により、野村証券に引き渡します。売却代金は、野村証券約款による MRF の自動買付け又は預り金として野村証券金融商品仲介口座に受け入れます。また、当行は名義書換えの手続きの取次ぎを行います。

(2) 投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券

- ① お取引等に関する照会については、当行のコンサルティングプラザへお問い合わせ下さい。連絡先については、下記のウェブサイトをご参照下さい。  
<https://www.tohobank.co.jp/kojin/save/nalliance.html>  
お取引のお申込みについても、当行のコンサルティングプラザへお問い合わせ下さい。
- ② 当行が第1項①に定める私募の取扱いを行う場合において、当行は、英文目論見書等の所定の書類を投資者(適格機関投資家は除きます)に交付し、投資者より「私募投資信託の購入に関する確認書」を受け入れた後、野村証券の所定の方法にて、野村証券に引き渡します。その後、投資者から野村証券金融商品仲介口座に払込金額を受け入れます。野村証券において払込期日に払込金額の全額を発行者が定める払込取扱場所において払込みを行います。
- ③ 第1項②に定める特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの対象となる投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券の取引に係る受渡しについて、当該投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券の約款ないしは英文目論見書等において転売等が可能である旨の記載がある場合においても、当行は、顧客の死亡、その他当行が特別に認めた場合を除き、顧客からの転売等の申込みを受け付けません。

2025年3月17日作成